

令和4年度 綾部市 認定こども園(1号認定)のご案内

1. 1号認定で利用できる施設

「1号認定」とは、3～5歳児の児童で、両親の就労の有無にかかわらず保育を必要とせず、教育を希望する児童が対象です。

- ① 認定こども園
- ② 幼稚園（※幼稚園の入園等については、学校教育課へご相談ください。）



●認定こども園一覧表【私立】

施設名	所在地	電話番号	定員	対象児童	教育・保育時間（平日）
せんだん苑こども園	青野町	43-2547	15	3歳から	8:30～16:30
せんだん苑南こども園	上野町	42-6090	15	3歳から	8:00～16:00
中筋幼稚園	大島町	42-1588	25	3歳から	8:00～16:00
吉美こども園	有岡町	42-0296	15	3歳から	8:30～16:30
綾東こども園	十倉名畑町	45-1488	15	3歳から	8:00～16:00
豊里幼稚園	栗町	48-0256	15	3歳から	8:00～16:00

※「教育・保育時間」については、午後以降の「給食」・「預かり保育」の時間を含みます。

※土曜日のほか、夏季休暇などの休業日がある場合があります。（園により異なりますので、園にご相談ください。）

2. 教育・保育給付認定

利用を希望する場合、教育・保育給付1号認定を受ける必要があります。

3. 手続きの流れ

園に直接申込む



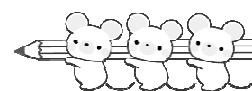
園から入園内定通知書を受ける



入園内定通知書を持って綾部市役所こども支援課窓口へ教育・保育給付認定申請書を提出※



市から教育・保育給付1号認定通知書を受ける



※申請時の持ち物…窓口に来られる方の本人確認書類・印鑑・ご家族全員のマイナンバーがわかるもの。令和3年1月1日時点で綾部市に住民登録がない方は副食費徴収免除算定のために、その時点で居住していた市区町村長の市民税課税証明書を提出いただく場合があります。

4. 利用者負担額について

- ◇ 認定こども園の運営費用は、国・府・市・保護者それぞれの負担で成り立っています。
- ◇ 午前保育の保育料は無料です。
- ◇ 給食費（主食費及び副食費）、午後の預かり保育については「施設が定めた料金」となりますので、各施設にお問合せください。
- ◇ 児童の年齢は、令和4年4月1日現在で判定し、該当年度中はその年齢を適用します。

(1) 副食費徴収免除

- ◇ 市民税所得割額77,101円未満までと、小学校3年生以下の児童が同一世帯に3人以上いる場合は3人目以降免除となります。
- ◇ 算定は、入園児童と生計を同一にしている保護者の市民税課税額の合計で行います。4～8月分は令和3年度、9～3月分は令和4年度の課税額で行います。その際、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）は適用されません。
- ◇ 免除対象者の方のみ通知をします。
- ◇ 年度途中で修正申告等により税額の変更があった場合は、再算定します。

(2) 認定こども園への納付等

- ◇ 認定こども園については、園と保護者が契約を結び、給食費や午後の預かり保育について「施設が定めた料金」を園に直接、納付いただきます。
- ◇ 納付方法や納付期日については園ごとに異なりますので園にお尋ねください。

5. 入園後の留意事項

- ◇ 転出や、認定こども園を退園するときは事前にこども支援課へ認定取下届を提出してください。
- ◇ 認定こども園は集団生活の場です。お子様の健康状態が普段と違うときは、すぐに医師の診断を受け、その指示に従ってください。無理に登園すると、本人はもとより、感染症の場合はほかの児童にも影響しますので、十分ご注意ください。欠席する場合は必ず園へ連絡をしてください。

6. その他

- ◇ お子様ที่病気の最中に、お仕事等で保育を必要とされるときに利用できる病児保育事業また、病気回復期のための病後児保育事業を実施しています。詳しくはこども支援課までお問合せください。利用には事前に予約が必要です。
- ◇ 未就園児の保護者が勤務や傷病、育児に伴う心理的・肉体的負担により一時的に保育を必要とされる場合は一時預かり事業が利用できます。詳しくはこども支援課までお問合せください。
- ◇ これまでに、乳幼児健診等でフォローを受けておられる児童や、病院等の専門機関に關わっておられるなど、集団保育において支援・配慮が必要と思われる児童につきましては、申込時にご相談ください。
- ◇ 申請書等の記載内容と事実が異なる場合は、教育・保育給付認定を取り消しすることがあります。あらかじめご承知ください。

[預かり保育（午後）無償化の手続きについて]

- ◇ 預かり保育（午後）を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」（子育てのための施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

〈子育てのための施設等利用給付認定について〉

- ◇ 下記の必要書類を市役所こども支援課へ提出してください。また、提出時に世帯全員のマイナンバーがわかるもの、書類を提出される方の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）が必要です。
（※マイナンバーが記載された書類は認定こども園で受け付けできません。）
- ◇ 認定期間を遡っての申請はできませんのでご注意ください。

【必要書類】

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ② 保護者のいずれもが保育を必要とする事由を証明する書類

※保育を必要とする事由

例) 両親いずれもが就労等



保育を必要とする事由	認定基準	証明書
①就労	1か月64時間以上就労していること	就労証明書（就労先での証明、自営業や農業の方は民生児童委員の証明）
②母親の妊娠・出産	出産前後概ね8週間ずつ	出産証明書（医師の証明（出産予定日のわかるもの）または母子手帳の写し）
③疾病・負傷・障害	病気・けが療養中、精神・身体に障害があること	疾病証明書（病気、負傷、心身に障害があり児童の保育ができない方（医師の証明））
④同居親族の介護・看護	同居親族を常時介護・看護していること	介（看）護証明書（同居の親族を常時看護や介護をしている方（民生児童委員の証明））
⑤家庭の災害復旧	災害の復旧に当たっていること	り災証明書
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っており、入園後3か月以内に仕事に就くこと	申立書
⑦就学	学校教育法に規定する学校等に在学、または職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること	在学証明書
⑧育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合のみ※	育児休暇取得期間の証明書（就労証明書）
⑨その他の事由	上記に準じる状態	市が必要と認める書類

※新規入所申請の場合、育児休業による事由では認定できません。

【無償化の対象】

- ・認定の有効期間である保育料のみが対象です。
- ・食材料費、日用品費、行事費、通園送迎費等は対象となりません。

【上限額】

- ・1か月あたり利用日数×450円（上限11,300円）
- ・実際の預かり保育の利用料が給付額を下回った場合は、その額が上限額となります。

【認可外保育施設等との併用】

綾部市内の認定こども園を利用の場合、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料は無償化の対象外です。



お問合せ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市 福祉保健部 こども支援課 子育て担当

電話 0773-42-4252 (直通)

電話 0773-42-3280 (代表)

